

## 入札説明書

本入札説明書は、平戸市役所本庁舎外3施設で使用する電力の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に適用されるものであり、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質疑書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

No.	件名	数量 (kWh)
1	平戸市役所本庁舎で使用する電力の供給	400,300
2	平戸市役所生月支所庁舎で使用する電力の供給	111,300
3	平戸市役所田平支所庁舎で使用する電力の供給	201,100
4	平戸市役所大島支所庁舎で使用する電力の供給	72,100

#### (2) 内容等

別添「電力供給条件仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行場所

別添「履行場所一覧」のとおり

#### (4) 供給期間

令和3年3月1日から令和4年2月28日まで

#### (5) 入札方法

ア この入札は、(4)に掲げる期間における概算数量の契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量単価）に基づき算出した総価により行う。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、実際の請求に当たっては、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税率の変動があった場合は、相当額を加算して請求金額を算出する。

エ 入札書に記載する入札金額の積算方法を記した入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を必ず添付すること。

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

る。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (2) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 入札に関する問い合わせ先

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所総務部総務課

電話 0950-22-9100（直通） FAX 0950-22-5178

電子メール gyosei@city.hirado.lg.jp

### 4 競争入札参加申請等

- (1) 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、別添「一般競争入札参加資格確認申請書」を令和 2 年 11 月 30 日（月）午後 5 時（必着）までに上記 3 の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 入札参加申請者に必要な資格等を確認するため、(1) の添付資料として「安定供給確約書」、「電力供給実績一覧表」、「小売電気事業者として登録されていることを証する書類」及び「誓約書」を提出すること。
- (3) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

- (4) 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を令和2年12月4日（金）までに発送する。
- (5) 「一般競争入札参加資格確認申請書」提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

## 5 入札保証金及び契約保証金 いずれも免除する。

## 6 入札及び開札

### (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月18日（金）午後2時

イ 場所 平戸市役所3階中会議室

### (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び別添「電力供給契約書（案）」を熟知のうえ、応札すること。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（押印不要）を令和2年12月4日（金）午後5時までに上記3へ電子メール又はファックスにより提出すること。受領した質疑書に関しては、質問者に、電子メール又はファックスにて令和2年12月9日（水）までに回答するとともに、本市のホームページ（<http://www.city.hirado.nagasaki.jp>）で公表する。

### (3) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを提出するとともに、代理人に入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出すること。

### (4) 入札参加者又はその代理人は、本入札説明書に添付されている入札書及び委任状を使用すること。

### (5) 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し、入札書に添付すること。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

### (1) 入札に参加するに必要な資格のない者又は代理権のない者が入札

### (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

### (3) 入札者が2以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

### (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為による入札

### (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

### (6) 内訳書の金額と入札金額が一致していない入札

### (7) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者以外の入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札されなかった理由を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者の負担とする。

## 10 その他

- (1) 入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約のため、令和 3 年度平戸市一般会計予算が議決されなかった場合又は減額されて議決された場合は、本件の契約を変更し、又は解除する場合がある。
- (3) 令和 2 年度電力供給事業者一覧表 別紙 1 のとおり